

山田町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 山田町

事 業 名 : 公共下水道

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	山田処理区 平成28年度 (供用開始後 0年) 船越処理区 平成12年度 (供用開始後 16年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	山田処理区 20.12人/ha 船越処理区 10.32人/ha 経営分析表 63.65人/km ²	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	2区(山田処理区、船越処理区)		
処 理 場 数	2箇所(クリエイトピュアやまだ、クリエイトピュアふなこし)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28年度に整備構想の見直しを行い、山田処理区の下水道区域縮小を図り、浄化槽の整備を推進していく方針		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金:10m ³ まで:1,238円 追加料金:10m ³ を超えるもの:1m ³ 当たり138円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用と同一				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【浴場用】基本料金:10m ³ まで:1,238円 追加料金:10m ³ を超えるもの:1m ³ 当たり66円 【臨時用】1月につき1m ³ 当たり180円				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成26年度	2,827 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成26年度	2,804 円
	平成25年度	2,750 円		平成25年度	2,956 円
	平成24年度	2,750 円		平成24年度	2,941 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3
事業運営組織	平成22年度より水道事業所と統合し、上下水道課となった。 管理職が統合していることや、使用料徴収は水道担当が行っていることから、連携が図られている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	管渠等清掃業務
	イ 指定管理者制度	該当ありません
	ウ PPP・PFI	該当ありません
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり

2. 経営の基本方針

下水道の未普及地域解消を図るための整備促進および計画的な維持管理を着実にを行うことにより、河川や港湾の水質保全に寄与し、生活環境を改善し、健康で住みやすくなることを目指す。

将来の目標

1. 公共下水道の整備(山田処理区): 計画的かつ効率的な整備促進による未整備地域の早期解消
2. 水洗化の促進: 水洗化(下水道への接続)の普及促進
3. 維持管理体制の充実: ①管渠の適正な維持管理による機能の確保
②不明水の解消による有収率の向上
③施設の効率的な改築、更新及びそれに係る費用の平準化
④地震時における流下機能の確保等
4. 経営の健全化: ①未収入解消による自主財源の確保
②使用料金の適正化

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

下水道の整備は、山田処理区の管渠整備が残っており、整備完了が平成38年を目指している。今後、管渠整備に集中することになるが、その後は、下水道施設の改築・修繕が主となる。今後、効率的な施設の維持管理等を進めていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

当事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっている。このうち、使用料については、今後の人口減少により減収は避けられないと考えられることから、水洗化率の向上に努めることにより、減少率を抑えていきたい。今後は、水洗化促進を優先課題としつつ、下水道使用料体系の見直しも視野に入れなくてはならない。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費に関する事項: 過年度の平均値を将来値として設定。
- ・動力費、薬品費に関する事項: 将来の有収水量の増減より費用を推移
- ・修繕費、委託費に関する事項: 将来の大きな増減はないものとし、過年度と同水準で推移

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、広域化・共同化に関する事項はない。 下水道区域外においては、費用対効果から新たに区域の拡大は行わず、浄化槽の設置促進により普及促進に努める。
投資の平準化に関する事項	実施計画に変更が生じた場合には、一定期間に集中しないように投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	船越処理区については、管渠の整備が完了しており、山田処理区については、管渠の建設事業が約10年で完了するなかで、民間活力を活用できる点があるかを検討する。
その他の取組	今後、施設の老朽化が考えられることから、ストックマネジメント計画に基づき、効率で安全な維持管理に努める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営の健全性・効率性の現状と将来の予測より、適正な使用料の見直しを行う。
資産活用による収入増加の取組について	効率的な運営管理を模索し、収入増加を図る。
その他の取組	建設改良費に当っては、国の補助事業の活用や交付税措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保を検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間的営業手法の導入については、事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えている。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度による
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト削減に努める。
薬品費に関する事項	薬品量の適正な運用を図り、コスト削減に努める。
修繕費に関する事項	船越処理区は、供用開始してから約16年経過しているが、今後は更に修繕費等が増加することが考えられることから、計画的に修繕を行っていく必要がある。また、維持管理面において、老朽化する施設の長寿命化等を検討・実施する必要がある。
委託費に関する事項	委託期間、委託内容に応じた経費の精査等図っていく。
その他の取組	下水道のサービスを安定的に供給し続けるため、経費の適正化に努める。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	安心して下水道を利用して頂くため、町広報などを活用し、町民に下水道の経営状況など、情報発信する。 また、進捗管理を行い、5年を目途に見直しを行うことで、PDCAサイクルにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。
---------------------	---